

平成15年度の指導について

常任理事 三 宅 直 樹

第1018号

去る5月9日、北海道医師会、北海道社会保険 事務局、北海道保健福祉部国民健康保険課の三者 による平成15年度の医療保険に関する打ち合わせ が行われた。席上、社会保険事務局から平成15年 度社会保険医療担当者指導計画(案)の提出およ び説明がなされ、合意が得られたので報告する。 内容は昨年度と大幅に変更がなされた集団的個別 指導の実施要領(医科)を除いて概ね同じであ る。

冒頭、平成14年度の指導状況の報告が行われ た。集団指導(指定時集団指導)は通知医療機関 67件、保険医336名であった。出席者は管理者108 名、保険医269名、事務職員69名、計446名であっ た。7月・8月は新規に保険医に指定された大学 卒の若い医師が多く出席された。

集団的個別指導は対象件数は118件であった が、個別指導が優先されるため、実施されたのは 北見地区と函館地区のみ、合計21件であった。診 療所の2件が欠席した。各指導とも事務職員のみ (別記)

個別指導

集団的個別指導に優先して実施するものと し、次の保険医療機関について実施する。

なお、「① | に該当するものは速やかに実施す ることとし、「⑧」については、別枠として実施 する。

- ① 支払基金等、保険者、被保険者等から診療 内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供 があり、必要と認められた保険医療機関
- ② 平成14年度以前において共同指導及び個別 指導を実施した結果、「再指導」となった保険 医療機関及び「経過観察」であって、改善が 認められない保険医療機関

の出席では受講とは認められず、管理者の出席が 義務づけられているので、留意されたい。なお、 法に定められた指導であるため、理由なく欠席し た場合はペナルティとして、後日、個別指導が行 われるので全員出席されたい。

個別指導は診療所については指定場所に呼び出 され、カルテとレセプトの突合など、約半日にわ たり指導が行われる。病院については院内立入り 指導が行われ、通常1日間にわたる。レセプトと カルテの突合のみではなく、医療法等々の法律に 照らした相当細かいチェックがなされる厳格な行 政指導である。自主返還も生じることがほとんど で、経済的負担も重いものが伴う。日頃から療養 担当規則などにのっとった診療を行い、個別指導 の対象とならないように心がけていただきたい。 昨年度の個別指導は17件にのぼった。昨年度は例 年度と異なり、マスコミに報道された札幌医科大 学医局に端を発した医師の名義貸しによる標欠病 院の指導に明け暮れた感がある。このうち4件が

- ③ 監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医 療機関
- ④ 検察又は警察からの情報により、指導の必 要性が生じた保険医療機関
- ⑤ 医療監視又は会計検査院の実地検査の結 果、指導の必要性が生じた保険医療機関
- ⑥ 他の保険医療機関の個別指導又は監査に関 連して、指導の必要性が生じた保険医療機関
- ⑦ その他、特に個別指導の必要が認められる 保険医療機関
- ⑧ 新規指定から概ね6か月を経過した保険医 療機関

監査となり、保険医療機関2件が取消、保険医1 名が取消処分を受けた。名義貸しによる標欠病院 の指導は北海道大学、旭川医科大学も札幌医科大 学と同様に内部調査が行われる予定であり、個別 指導終了まで2年間かかると言われている。

個別指導の対象は「別記」のとおりである。情報提供がなされると、事実関係をあらかじめ調査し、指導の必要性を検討してから行われるものであり、遺恨、嫌がらせ、憶測や作為的な情報は取り上げられない。しかし、事前調査は厳重になされるので、提出を求められる資料(カルテなど)を改ざんしたり隠匿したりすると、厳しく追及され監査の対象とされる。

厚労省の技官が来道して行われる特定共同指導 は昨年度は実施されなかった。

次に本年度の指導について記述する。

集団指導、個別指導についての内容は、昨年度 と同じである。特定共同指導は本年度1件(大 学)が予定されている。

前年度と大きく異なるのは集団的個別指導の指導方法である。昨年度の大学医局の医師名義貸しが社会的問題となり、全国に波及している現状で、本年度は病院に対する指導を強化することが重点課題となった。したがって対象保険医療機関は、病院にあっては全保険医療機関とされた。診療所は従前、対象選定の基準が高点数順になっており、高点数イコール問題のある医療機関との印象が拭いきれなく会員から不満の声が上がっていた。北海道医師会はかねてから高点数順に対象を選定せず、条件なしの定数制などを検討するよう申し入れを行ってきた。その結果、本年度は診療所については平成15年度に更新予定(みなし更新を含む)の保険医療機関となった。

指導時間は概ね2時間となった。前半1時間で 診療所は終了し、病院は後半1時間も受講し計2 時間となる。後半欠席者もペナルティの対象とな る。

本年度も個別指導の件数が相当数に上るため、 集団的個別指導は概ね10地区を予定している。対 象は診療所207件、病院625件の予定である。

以下、本年度の指導計画について詳記する。

平成15年度社会保険医療担当指導計画

1. 方 針

- (1) 「指導大綱」(平成12年5月31日保発第105号通知)並びに昭和35年2月15日付「厚生省と日本医師会及び日本歯科医師会との申し合わせ」(昭和35年2月25日保発第21号通知)の趣旨に沿い実施する。
- (2) 指導は、原則として北海道社会保険事務局と北海道が共同で行う。

また、実施にあたっては北海道医師会、審 査支払機関及び保険者の協力をもとめ、円滑 な実施に努める。

- (3) 指導にあたっては、保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う。
- (4) 北海道医師会が行う指導については、緊密 な連絡のもとに実効が上がるよう必要な協力 を行う。

2. 指導対象者

指導対象者は、保険医療機関の管理者及び保 険医(以下、「社会保険医療担当者」という)の ほか、関係従業員とする。

3. 指導担当者

北海道社会保険事務局の局長、指導医療官、 事務官、看護管理指導員並びに北海道保健福祉 部国民健康保険課の課長、医療技術吏員、吏員 が担当する。

4. 指導事項

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」、 「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」、「健康保険法の 規定による療養に要する費用の額の算定方 法」、「入院時食事療養費に係る食事療養の費用 の額の算定に関する基準」、「老人保健法の規定 による医療並びに入院時食事療養費及び特定療 養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基 準」並びに「老人保健法の規定による医療に要 する費用の額の算定に関する基準」のほか関係 法令等に定める保険診療の取扱い及び診療報酬 の請求等に関する事項。

5. 指導形態及び指導方法等

「指導大綱| 及び「指導大綱関係実施要領 | の

ほか関係通知に基づき実施する。

社会保険医療担当者指導実施要領(要旨) 〈集団指導〉

新規指定した保険医療機関の開設者、管理者並びに請求事務担当者及び新規登録した保険医を対象として、保険診療の取扱い、診療報酬請求事務等について講習会形式により毎月実施(冬期は隔月実施)するほか、診療報酬の改定時及び特定共同指導時等において実施する。本年度の実施日は表1のとおりである。

表 1 集団指導日程(指定時講習会)

開 催 日	開催日
平成15年4月8日火	平成15年9月9日火
平成15年5月7日(水)	平成15年10月7日火
平成15年6月10日火	平成15年12月9日火
平成15年7月8日火	平成16年 2 月10日金
平成15年8月7日(木)	平成16年4月7日(水)

- ◎ 時 間 午前10時~午後3時30分
- ◎ 場 所 北海道医師会館

〈個別指導〉

1. 指導形態

- (1) 指導は、診療報酬明細書、診療録及び関係 書類等に基づき、面接懇談方式により懇切丁 寧に行う。
- (2) 指導時間は、原則として診療所にあっては 2時間程度、病院については6時間程度とす る。

但し、新規指定保険医療機関に対する個別 指導については、診療所が1時間程度、病院 は2時間程度とする。

2. 使用するレセプト

原則として、指導月前連続した2ヵ月分の診療報酬明細書(社保、国保、老健分)とする。 但し、情報提供等、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

3. 指導場所

病院については、当該保険医療機関とし、診療所は、原則として別会場で行う。

4 通知時期

- (1) 実施日の概ね3週間前を目途に通知する。
- (2) 指導対象となる患者の診療録等については、指導日の前日に通知する。

〈特定共同指導・共同指導〉

厚生労働省において医科特定共同指導が予定されており、選定その他については、厚生労働省と協議する。

〈集団的個別指導〉

- 1. 対象保険医療機関
- (1) 平成15年度に更新予定(みなし更新を含む)の保険医療機関
- (2) なお、病院にあっては、全保険医療機関 (更新予定以外も含めて)を対象とする。
- 2. 次の保険医療機関については、対象から除く
 - (1) 平成12年度、平成13年度及び、平成14年度 において個別指導又は、集団的個別指導を受 けた保険医療機関。
 - (2) 今年度に個別指導を予定している保険医療機関。

3. 指導形態

- (1) 集団部分については、地区ごと(概ね10地 区程度)の会場において講習会形式により実 施する。
- (2) 指導時間は、概ね2時間程度とする。
- (3) 個別部分については、今年度は、実施しない。

4. 指導内容

指導内容は、保険診療は契約であること、客 観的な選定方法であること及び「保険医療機関 及び保険医療養担当規則」等の説明、過去の指 導事例等について、講習、講演方式により行 う。

5. 通知時間

実施日の概ね3週間前を目途に通知する。

6. その他

今年度実施未了となった場合は、翌年度に実 施する。

生活保護法による指定医療機関の個別指導

去る5月15日に北海道医師会、北海道保健福祉 部保護課との間で、生活保護法による指定医療機 関の個別指導に関する打合せが行われ、同意がな された。例年通りであるが、選定についての概要 と本年度の予定医療機関数を記載する(表2)。 集合指導は小樽市で実施される予定である。

平成15年7月1日

表 2 生活保護法による指定医療機関の個別指導の選定について

- 1 要綱(平成6年6月1日施行)の第6「個別指導の選定基準」により、前年度1月分の生活保護 法による医療券発行枚数を基準として選定する。
 - (1) 市所在の指定医療機関は該当市福祉事務所から交付される医療券の発行枚数が50枚以上。
 - (2) 郡部所在の指定医療機関は該当支庁社会福祉課から交付される医療券の発行枚数が20枚以上。
- 2 1のうち5年以上個別指導が実施されていない医療機関を優先するものとする。
- 3 後志支庁管内の実施については、基準該当医療機関が多数存在するため、実地による個別指導 と、小樽市に所在している医療機関については、集合指導として実施する。
- ※平成15年度の指定医療機関の個別指導、実施医療機関数(内訳)

病 院 34ヵ所 診療所 13ヵ所 合 計 47ヵ所

(再掲)

個別指導 病院 32ヵ所 診療所 7ヵ所 合計 39ヵ所 集合指導 病院 3ヵ所 診療所 5ヵ所 合計 8ヵ所

お知らせ

道民健康教育センターの閉館について

昭和50年12月、北海道医師会館新設と共に開設いたしました道民健康教育センターは、わが国嚆矢の施設として多くの方にご利用いただき、道民の健康教育に寄与して参りましたが、本年3月31日をもって閉館いたしました。

永年のご利用とご協力に深謝申し上げます。 なお、今後は、情報化社会にマッチした新た な機能として、健康教育、その他関連情報の集 積・発信を充実させ、提供していく予定であり ますので、よろしくお願い申し上げます。

お知らせ

ビデオライブラリーの活用について

◇学 術 部◇

当会及び日本医師会では、会員を対象に、生 涯教育用ビデオテープ等の貸し出しをしており ますが、従来作成しておりました冊子ビデオリ ストを廃止させていただきました。

今後はホームページを活用下さいますようご 案内申し上げます。 ○北海道医師会ホームページアドレス http://www.hokkaido.med.or.ip/

○日本医師会ホームページアドレス (ビデオライブラリーは日医会員のみ閲覧可能)

http://www.med.or.jp/